

自治体職員のための政策法務入門

～公共政策立案に必要な法的知識の修得を目指して～

安全安心政策－防犯カメラ

鹿兒島大学法文学部法政策学科准教授
宇那木正寛

今回のポイント

今回は、安全安心まちづくりに欠かせない自治体の防犯カメラ施策の課題について法的視点から検討しましょう。

① 問題の所在

プライバシーの権利侵害について様々な議論がある中、近年の犯罪事情及びその有用性の高さから、街頭防犯カメラあるいは監視カメラと呼ばれるテレビカメラの導入が自治体や民間事業者の間で進んでいます。こうしたテレビカメラ（以下「防犯カメラ」という。）については、国法による全国的な規律はなされておらず、自治体が独自の施策を行った¹⁾たり、民間事業者が自治体の作成したガイドラインによる自主規制を行っています。

今回は、地域防犯対策の一環として行われる自治体の防犯カメラの設置に関わる問題について、①個人の容姿を撮影・録画する場合に特別の根拠を条例に置くことが必要か、②どのような要件のもとで撮影・録画が許容され

るのかという問題について考えてみることにしましょう。

② 自治体施策の分類

地域の防犯対策、住民のプライバシー保護の観点から、自治体は防犯カメラに関する施策を展開しています。その施策は、①当該自治体設置のもののみを施策対象とするもの、②当該自治体設置のものに加え、民間事業者が設置するものも施策対象とするもの、③民間事業者が設置するもののみを施策対象とするものに分類することができます。

まず、当該自治体設置のもののみを施策対象とするものですが、左の通り、要綱（ガイドライン）により設置・運用基準を示すもの、規則により設置・運用基準を示すもの、規則により設置・運用基準を示すものがあります。○要綱（ガイドライン）により設置・運用基準等を示すものの例

岩手県警察街頭防犯カメラシステム運用要綱、栃木県警察が庁舎等に設置する施設監視カメラの運用に関する要領、街頭防犯カメラ

システムに関する規程（岡山県公安委員会）、街頭防犯カメラシステム運用要綱（広島県公安委員会）、防犯カメラの設置及び運用に関するガイドライン（愛媛県警察本部）、個人情報の保護に配慮した川崎市が設置し、又は管理する防犯（監視）カメラの画像の取扱いに関する指針、新潟市防犯カメラ等の個人情報保護に配慮した設置及び運用に関する要綱、静岡市防犯カメラ等の個人情報保護に配慮した設置及び運用に関する要綱

○条例により設置・運用基準等を示すものの例

八街市防犯カメラの設置及び運用に関する条例、富士河口湖町防犯カメラの設置及び維持管理条例、鳴沢村防犯カメラ設置及び維持管理条例

○規則により設置・運用基準等を示すものの例

街頭防犯カメラシステムの運用に関する規則（群馬県公安委員会）、高浜市防犯カメラの設置及び管理に関する規則

これらのうち岡山県警察では、犯罪の予防と被害の未然防止を目的として、街頭防犯カメラシステムを運用しています。この運用については、「街頭防犯カメラシステムに関する規程」（平成21年岡山県公安委員会規程10号）及び「岡山県警察街頭防犯カメラシステム管理運用要綱の制定について（通達）」（平成21年9月24日岡生企第1064号）が定められています。

同規程では、システムの運用に当たっては、プライバシーその他国民の権利を不当に侵害することがないように十分配慮しなければならないとし（2条）、カメラの設置場所については、相当な範囲内において防犯カメラの設置が明らかになるよう、必要な措置をとることとし（4条）、運用責任者を指定し（5条）、データを犯罪捜査に活用することができるものとし（6条）、運用状況を定期的に公表する等の措置が定められています（8条）。

岡山県警のホームページによると、平成25

年6月末現在、岡山中央署管内4台（岡山市北区田町二丁目）、玉野署管内2台（浜川海水浴場、夏期のみ設置）、児島署管内4台（JR児島駅駐輪場）、倉敷署管内12台（JR倉敷駅付近、地下通路含む）、玉島署管内2台（JR新倉敷駅東駐輪場）、新見署管内（JR新見駅駐輪場）が設置されています⁴。また、同ホームページ上では、「防犯カメラは、その設置地域において犯罪発生件数が少なく、被害防止に効果を発揮しています」と、防犯カメラの効果も掲載されています。

次に、当該自治体設置のものに加え、民間事業者が設置するものも施策対象とするものについてです。この場合、主に条例により設置、運用基準等が示されています。

○条例により設置・運用基準等を示すものの例

立川市防犯カメラの設置及び運用に関する

条例、世田谷区防犯カメラの設置及び運用に関する条例、杉並区防犯カメラの設置及び運用に関する条例、荒川区防犯カメラの設置及び運用に関する条例、豊田市防犯カメラの設置及び運用に関する条例、みよし市防犯カメラの設置及び運用に関する条例

最後に民間事業者のみをその施策対象とするものについてです。これは、要綱により民間事業者に対してガイドラインを示すという形式になります。ガイドラインの中には、条例にその根拠を有するものがあります。

○ガイドライン（要綱）により設置・運用基準等を示すものの例

札幌市防犯カメラの設置及び運用に関するガイドライン⁵、横浜市防犯カメラの設置及び運用に関するガイドライン（大阪市）、堺市防犯カメラの運用等に関するガイドライン、福岡県防犯カメラの設置及び利用に関する指針⁶

○条例に根拠を有するガイドライン（要綱）により設置・運用基準を示すものの例

防犯カメラの適正な設置と利用に関する指針（埼玉県）⁷、防犯カメラの設置及び利用に関する指針（新潟県）⁸

なお、防犯対策上の観点から、民間の防犯カメラの設置に補助金を出す施策もあります。たとえば、街頭防犯カメラ等設置支援事

業補助金交付要綱（高知県警察本部）、京都市街頭防犯カメラ設置促進事業補助金要綱などです。

3

自治体施策の具体的内容

全国初の防犯カメラ条例として有名な杉並区防犯カメラの設置及び利用に関する条例（平成16年区条例第17号）を例に自治体の防犯カメラ施策の内容を概観しましょう〔図13-1-1〕。

杉並区の条例は、防犯カメラの有用性に配慮しつつ、区民等の権利利益を保護することを目的としています（1条）。「防犯カメラ」を「犯罪の予防を目的として特定の場所に継続的に設置されるカメラ装置で、画像表示装置及び録画装置を備えるもの」と定義し、「画像」については「防犯カメラにより記録された画像であって、当該画像から特定の個人を識別することができるもの」と定義しています（2条）。

防犯カメラの設置に当たっては、区民等がその容ぼう・姿態をみだりに撮影されない自由を有することに鑑み、防犯カメラの設置及び利用並びに画像の取扱いに関し、適正な措置を講ずるよう努めることを基本原則とし（3条）、杉並区、事業者等が道路、公園など

多数の者が来集する場所に防犯カメラを設置しようとする場合には、防犯カメラの設置及び利用に関する基準を定め、これを区長に届け出なければなりません（4条）。同基準においては、防犯カメラの設置目的、防犯対象区域、防犯カメラ管理責任者その他の防犯カメラの管理に従事する者の指定、画像の保存方法及び保存期間、画像の安全管理措置及び苦情処理の手続などについて定めることが求められています（条例施行規則4条）。このように杉並区の条例では、防犯カメラについての設置や運用について具体的なガイドラインが条例で示されているわけではなく、条例及び施行規則で設置者が決めなければならぬ項目を示しているのです。

さらに、届出義務者で防犯カメラを設置しようとするものは、その取り扱う防犯カメラの管理及び利用を適切に行わせるために、防犯カメラ管理責任者を置かなければならないとされ（5条1項）、設置した場合には、防犯対象区域ごとに、その見やすい場所に、防犯カメラ管理責任者の氏名、防犯カメラを設置している旨その他規則で定める事項を表示しなければなりません（同条2項）。防犯カメラ取扱者は、①本人の同意がある場合、②法令の定めがある場合、③区民等の生命、身体又は財産に対する危険を避けるため、緊急かつやむを得ないと認められると

いった場合を除き、画像を設置目的以外の目的に利用し、又は第三者に提供してはならないとされ（6条2項）、本人から、当該本人が識別される画像の開示を求められたときは、当該画像を開示するよう配慮しなければなりません（同条5項）。

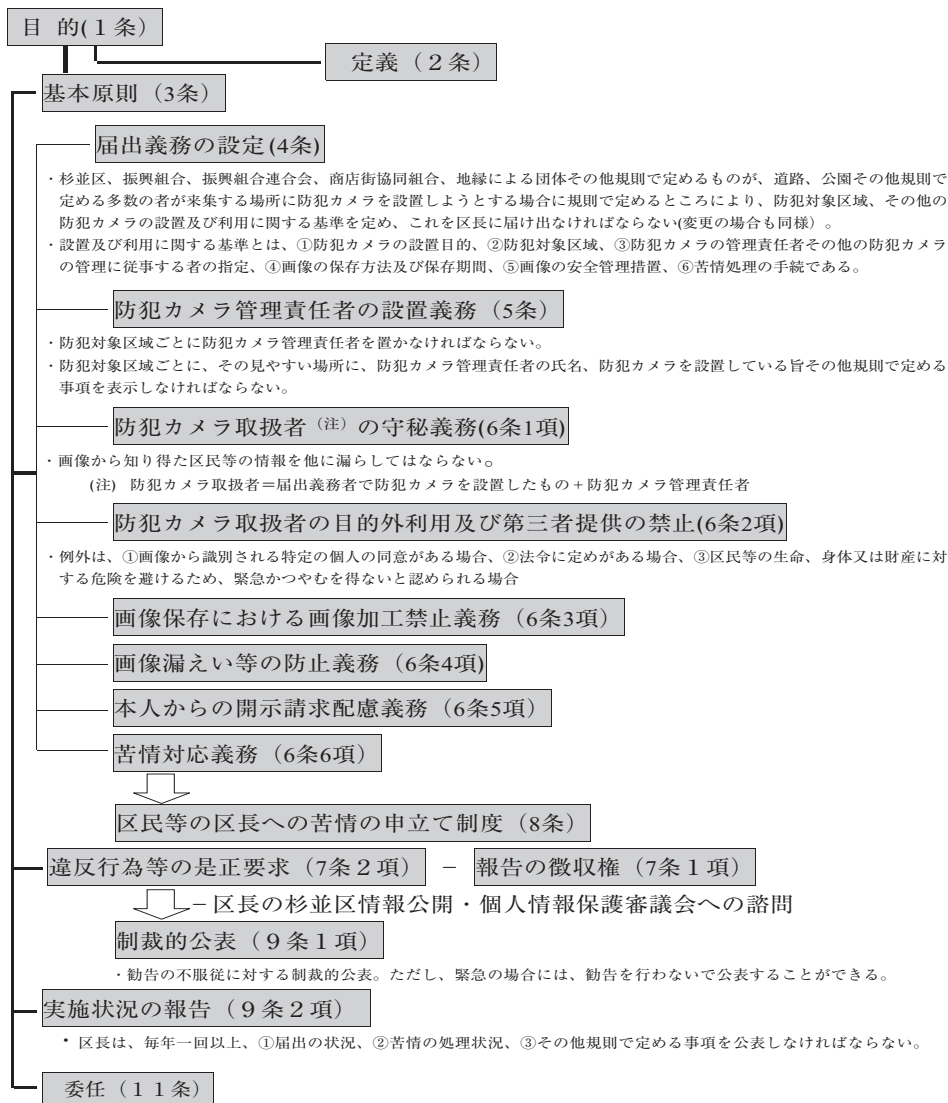
区長は、必要があると認めるときは、防犯カメラ取扱者に対し、その取り扱う防犯カメラの設置等について報告を求めることができるとされ、この報告により条例違反が認められる場合には、違反を是正するために必要な措置をとるべき旨の勧告ができます（7条）。この勧告に従わない場合にはその旨が公表されます（9条）。

市川市防犯カメラの適正な設置及び利用に関する条例（平成17年条例第7号）、世田谷区防犯カメラの設置及び運用に関する条例（平成21年条例第27号）、荒川区防犯カメラの設置及び運用に関する条例（平成25年市条例第28号）、豊田市防犯カメラの設置及び運用に関する条例（平成25年条例第6号）⁹⁾などの防犯カメラ条例も杉並区条例とほぼ同様の制度設計がなされています。

注

（1）日弁連は、このような状況に対して「監視カメラに対する法的規制に関する意見書」を2012年1月19日付けで取りまとめ、同年2月8日付けで警察庁長官に提出している。同意見書は、監視カメラの増加はプライバシー

図13-1 杉並区条例の概要



シー保障の観点からの問題であり、その設置・運用についての基準、要件を定めた法律の制定を提言するものである。
http://www.richibenren.or.jp/library/ja/opinion/report/data/2012/opinion_120119_3.pdf

(2) 我が国の防犯カメラシステムと英米における防犯カメラシステムについて比較検討するものに、岡本美紀「街頭防犯カメラの導入をめぐる諸問題―我が国と英米における現状の比較検討―」法学新報112巻1・2巻(2012)597-633頁、英米の防犯カ

メラの運用について詳しく紹介するものとして、星周一郎「公共空間のサーベイランス(1)(2)(3)―英米における街頭防犯カメラ論・覚書―」法学会雑誌51巻1号(2010)86-106頁、52巻2号(2011)147-192頁、52巻2号(2011)113-178頁、同「イギリス2010年自由保護法と街頭防犯カメラの規制」法学会雑誌54巻1号(2013)395-424頁がある。

(3) 民主党により、行政機関等による監視カメラの設置等の適正化に関する法律案が第156回(2003)国会に提出されたことがあったが、審議未了により廃案となった。

(4) 岡山県警ホームページ、<http://www.pref-okayama.jp/page/detail/79081.html>

(5) 本ガイドラインの担当部署は、札幌市市民まちづくり局地域振興部政課であり、札幌市が設置するカメラについては、同市総務局行政部行政情報課が担当している。ただし、札幌市は自らが設置するカメラについてのガイドラインも策定しているが、ホームページ上では公表していない(平成25年11月7日札幌市市民まちづくり局地域振興部政課への問い合わせ)。

(6) 福岡県が設置する防犯カメラについては、このガイドラインを準用している。また県警もこのガイドラインを準用しているようである(2013年11月7日福岡県総務部消防防災安全課生活安全室への問い合わせ)。

(7) 埼玉県防犯のまちづくり推進条例16条2項(8)新潟県犯罪のない安全で安心なまちづくり条例27条2項

(9) 同条例の制定経緯等を担当者が紹介するものとして、中島伸二「豊田市防犯カメラの設置及び運用に関する条例」自治体法務研究36号(2014)68-72頁がある。